

自転車ヘルメット着用していますか？

交通ルールを守って、
安全に自転車を
利用しましょう！



自転車ヘルメットの選び方



- 自転車ヘルメットの種類は様々です。
- 日本人の頭は、丸く横幅が広い傾向があります。
- 頭のサイズや形状にあったものを選びましょう。
- 自転車ヘルメットを選ぶときは、実物を試着しましょう。

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)

施行日：令和5年4月1日

- 道路交通法第63条の11(現行)**
(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



- 道路交通法第63条の11(改正)**
(自転車の運転者等の遵守事項)

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

- 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときには、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

全ての自転車利用者は、ヘルメットの着用が努力義務となります！

徳島インディゴソックス球団の選手が出演する
自転車ヘルメット着用の啓発動画はこちら▶▶▶





気をつけよう、
自転車は
「くるま」です。

交通ルールを守って、安全運転を心がけましょう。



次のルールを守るんじょ

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

このような危険な運転は交通違反であり、罰則があります



スマートフォン・
携帯電話を
使いながらの運転



傘さし
運転



あおり
運転



並進での
走行



夜間の
無灯運転

当然、飲酒運転も交通違反です！